



2026年5月18日

各 位

会 社 名 高 松 機 械 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 松 宗 一 郎  
(コード番号 6155 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 四 十 万 尚  
(TEL. 076-274-1410)

## 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について

当社は、2008年5月9日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に規定される「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます）を決定し、同年6月26日開催の当社定時株主総会において買収防衛策導入に関する定款変更議案及び「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」をご承認いただきました。その後、有効期限ごとに一部内容を改定しつつ（以下、改定後の現内容を「現行プラン」といいます）当社定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただき、買収防衛策を継続してきました。

現行プランの有効期間は2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）の終了時までとなっております。当社は、関連制度の変更、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等を勘案し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上するための方策の一つとして現行プランの継続の是非を含め、その在り方について検討を行ってまいりました。かかる検討の結果、本日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針を維持することを確認し、現行プランに所要の修正を加え、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます）を以下のとおりとした上で、本定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認が得られることを条件に継続することを決定いたしましたのでお知らせします。

なお、現行プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- ① 「大規模買付行為」「大規模買付者」「大規模買付者等」の定義を整理・明確化しました。
- ② 大規模買付情報の内容並びに第三者委員会及び当社取締役会の検討対象事由の明確化を行いました。
- ③ 情報提供期間に上限を設けました。
- ④ 株主意思確認総会に関する措置を規定しました。

本プランの対象となる当社株式等の大規模買付行為とは、特定株主グループ〔注1〕の議決権割合〔注2〕を20%以上とすることを目的とする当社株式等〔注3〕の買付行為又は他の株主との合意その他の行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為又は他の株主との合意その他の行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます）のことをいいます。

また、本プランを決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、2026年3月31日現在の当社株式の状況は別紙4のとおりです。

〔注1〕 特定株主グループとは、

- ① 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます。以下同じとします）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）又は、
- ② 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）

を意味します。

[注2] 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、上記[注1]①に記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします)も加算するものとします)又は、
- ② 特定株主グループが、上記[注1]②に記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

[注3] 株式等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、株主に買収内容を判断するために必要となる合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に買付を強行するもの、濫用目的によるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも存在します。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような行為に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のご判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

## II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記Iの会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組みについて

当社は、1948年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、1961年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、

『 高松機械は「社会に貢献」する。

お客様には、安全でメリットのある商品を

従業員には、生活の安定と希望を

株主には、適切な配当を

提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、

社会の発展に積極的に貢献する。』

であります。この経営理念のもと、これまで成長を続けてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うこと、コストパフォーマンスや使い勝手に

優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることでありますので、「挑戦し、成長し続ける企業」として、たゆまぬ努力を重ねていくことが当社の企業価値を向上させることであると考えております。

当社グループは持続的成長を志向し、2026年3月期を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画「中期計画2027」を策定し、企業価値向上に向けた取り組みを進めております。

中期計画2027では、「経営基盤強化と成長戦略の実行による収益性の改善」を基本方針として掲げております。そして、黒字化に向けた組織体制強化に向けては、「全社バリューチェーン最適化」をベースとして「値決め」、「営業体制強化」、「データ一元管理化」、「人的リソースの最適化」、「コスト削減」の各戦略に取り組んでおり、成長戦略の基盤強化と実行に向けては「収益基盤の強化」、「グローバル戦略再構築」、「技術・研究開発の強化」、「事業ポートフォリオ見直し」をはかっております。

上記のように、経営理念や経営方針、中期計画2027に基づく取り組みは、企業価値ひいては株主共同の利益の向上をはかる基盤になるものと考えます。

## 2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組み

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上をはかるとともに、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され、魅力ある企業となるべく、以下に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ① 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ② 株主を含むステークホルダーとの良好な関係構築に協働する。
- ③ 会社情報を適切に開示し、平等性を確保する。
- ④ 経営監督機能として、監査役会設置会社形態を採用する。また、複数の独立社外取締役を設置し、経営の透明性・健全性を確保するとともに、社外取締役・社外監査役が過半数を占める経営諮問委員会を設置することで、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現する。
- ⑤ 内部統制の仕組みとして、「業務の適正を確保するために必要な体制」及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を定め、これを有効に機能させる。

### (2) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、経営状態の管理監督や重要事項を決定する取締役会を毎月定例的に開催しているほか、随時取締役会を開催可能な体制を構築しておりますので、必要時に即座に取締役会を開催し、スピード経営を実施しております。加えて、重要方針を決定するための経営会議も随時開催することで、効率的で円滑な経営コントロールを行っております。また、当社の取締役会は8名で構成されているところ、取締役会の監督機能をより高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化するために独立社外取締役3名を選任しており、取締役会に占める独立社外取締役比率は3分の1以上となっております。これにより、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しております。

当社は経営監督機能として、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名を含む3名体制（うち社外監査役2名）であります。会計監査においては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な監査を受けております。また、税理士及び弁護士と顧問契約を締結し、経営判断の参考とするための助言を適宜得ております。

コンプライアンスにつきましては、取締役会直轄の組織として、各取締役を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、ISOシステムの遵守、内部監査によるチェックとあわせ、適宜法令の情報収集を行うことで徹底をはかっております。当社には全役員・従業員・派遣社員等が守るべき指針として、基本的姿勢と行動計画を掲げた「私たちの行動基準」があります。その「私たちの行動基準」と「コンプライアンス基本スタンス」「セルフチェックシート」を記載した「倫理コンプライアンスカード」を全役員・従業員・派遣社員等に配布して、コンプライアンス意識の徹底をはかっております。

更に、当社では、当社が被る損失又は不利益を最小限とするためにリスク管理規程を整備し、組織横断的なリスク管理体制を確立しております。リスク管理規程に基づきまして、リス

ク管理の全体的推進と情報の共有化をはかるためにリスク管理委員会を設置しており、リスク管理委員会では、全社的なリスク管理を主管となって推進し、リスクに関する情報収集、分析及び評価を行い、対策を立案して取締役会に提案するとともに、全社的啓蒙活動を行い、内部監査室では、リスクに関する組織横断状況を監査しております。

また、内部監査室が代表取締役等に加え、取締役会及び監査役会に対して適切に直接報告を行うデュアルレポーティング体制を採用しており、内部監査室は毎年、取締役会及び監査役会に対して、監査計画及び監査結果を報告するほか、その他重要な事項に関しては、適宜適切に、取締役会及び監査役会に対して直接報告を行います。

### **Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み）**

#### **1. 本プラン導入の目的**

当社では上記Ⅱのとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みに邁進しておりますが、大規模買付行為の中には、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するものも存在します。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様は短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案（経営方針、事業計画等）は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を設定するとともに、本プランを導入することとしました。

#### **2. 大規模買付ルールの内容**

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会が一定期間内に評価し、③当社取締役会が対抗措置の不発動を決議した後に初めて大規模買付者が大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付者は、大規模買付ルールに従わなければならないものとし、大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

##### **（1）大規模買付者による意向表明書の提出**

大規模買付者には、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます）を当社の定める書式に従って日本語にて提

出させていただきます。大規模買付者は、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、対抗措置不発動の決議(以下、「不発動決議」といいます)を求めるものとし、不発動決議を得ない大規模買付行為を行わないものとします。当社取締役会は、受領した意向表明書を第三者委員会(その概要については、下記Ⅲ. 4. (1)の「第三者委員会の設置」をご参照ください)に速やかに付議します。

#### (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び第三者委員会としての意見形成、評価、検討のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)の提供を受けるために当該大規模買付者に必要な大規模買付情報のリストを交付し、大規模買付情報の提供を依頼します。大規模買付者には当社が定める合理的な回答期限までに大規模買付情報を当社取締役会宛に当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間(下記Ⅲ. 2. (3)で定義します)が満了する日を公表します。

大規模買付情報には、大規模買付者及びその関係者の詳細、大規模買付行為の目的、方法及び内容、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与え得る影響その他検討対象事由(下記Ⅲ. 2. (4)で定義します)に関連する情報として当社が合理的に求めるものが含まれます。本議案が承認可決された場合、当社取締役会は、大規模買付情報のリストとして別紙5の事項を定める予定です。

なお、当社取締役会が当初提出いただいた情報を精査した結果、それだけでは大規模買付情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで、当初情報を受領した日から60営業日を上限とする回答期限を定めた上で、追加的に情報提供を求めます。

#### (3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を完了したと判断した場合(当社取締役会が大規模買付者に対して回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するよう求めた場合は、当該回答期限が経過した場合を含みます)、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等)の助言を受けるとともに、第三者委員会の諮問を行い、その勧告を最大限尊重して、提供された情報を評価・検討の上、当該大規模買付行為に対する不発動決議を行うかどうかを審議します。

当社取締役会は、下記①又は②のとおり、不発動決議を行うかどうか審議するための期間を取締役会評価期間として設定します。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日(当社取締役会が大規模買付者に対して回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するよう求めた場合は、当該追加的な情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した日又は当該回答期限のいずれか早い日。②において同じ)から60日以内(初日不算入)
- ② その他の方法による大規模買付行為の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から90日以内(初日不算入)

なお、取締役会評価期間満了時まで、第三者委員会の勧告又は当社取締役会の不発動決議を行うに至らない場合には、当社取締役会は、第三者委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内(但し、30日間を超えないものとします)で、取締役会評価期間を延長することができるものとします。

#### (4) 第三者委員会の勧告

第三者委員会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがないものと判断される場合には、当社取締役会に対して不発動決議を行うべき旨を勧告するものとします。

「大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがない

ものと判断される場合」とは、以下の①から⑦を検討対象事由として設定し、大規模買付行為がいずれにも該当するおそれがないと認められる場合をいいます。

- ① 当社株式等を買占め、その株式等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)等、株主の皆様当社株式等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者が当社の経営を支配したことにより、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(対価の価額、種類、対価の価額の算定根拠等)並びに買付の内容、時期、及び方法等が当社の企業価値の源泉に鑑み、著しく不十分又は不相当である場合

第三者委員会が、当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとし、

#### (5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、法令及び金融商品取引所規則により要請される場所に従い、大規模買付ルール各手続の進捗(取締役会評価期間を延長する場合には延長期間及び延長の理由を含みます)、第三者委員会の勧告、当社取締役会の意見等について、適時に情報開示を行います。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、不発動決議を得ないまま大規模買付行為を行った場合は、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当、又は会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置(以下、「対抗措置」といいます)をとることができるものとし、大規模買付情報が当社の要請等に応じて適時に提供されない場合や、取締役会評価期間が確保されない場合には、不発動決議に至らないことがあります。なお、対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりです。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、当社取締役会が不発動決議を行った後に大規模買付行為を開始した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様説明するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

大規模買付行為に応じるか否かは、当社の株主の皆様において当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討し、判断していただくこととなります。

第三者委員会が不発動決議を行うべき旨の勧告に至らなかった場合、当社取締役会は、第三者委員会の意見、大規模買付行為の内容、株主総会開催に要する時間等の諸般の事情を踏まえた上で、対抗措置の発動について事前に株主の意思を確認する株主総会(いわゆる勧告的

決議が行われる株主総会を意味し、以下、「株主意思確認総会」といいます)を招集することができるものとし、この場合、当社取締役会は、議決権行使の基準日、株主の中で議決権を行使できる者の範囲、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとし、株主意思確認総会を取締役会が招集した場合で当該株主意思確認総会において対抗措置の発動について承認決議が得られなかったときには、当社取締役会は不発動決議を行わなければならないものとし、

#### 4. 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

##### (1) 第三者委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置します(第三者委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください)。

第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者(弁護士、公認会計士、税理士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任するものとし、なお、本プラン更新時における第三者委員会の各委員の候補者は別紙2をご参照ください。

当社取締役会は不発動決議を行うかどうか審議するに当たって必ず第三者委員会に諮問することとし、第三者委員会はこの諮問に基づき、不発動決議の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとし、なお、第三者委員会は、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとし、これに要する費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとし、

##### (2) 対抗措置発動の手続

本プランにおいては上記Ⅲ. 3. (2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、当社取締役会が不発動決議を行った場合には、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。また、上記Ⅲ. 2. (3)に記載のとおり、不発動決議の合理性・客観性を担保するために、まず当社取締役会は第三者委員会に対し不発動決議の是非について諮問します。第三者委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがないかを十分勘案した上で、不発動決議の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとし、

当社取締役会の不発動決議に際しては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、第三者委員会が不発動決議を行うべき旨の勧告に至らなかった場合、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することができるものとし、

##### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ. 4. (2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて第三者委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当決議後から無償割当の効力発生日までの間においては、無償割当の中止を、又は無償割当の効力発生後においては、当該新株予約権者に対し株式等を交付することなく当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置の停止を行うことができるものとし、

このような対抗措置発動の停止又は変更を行う場合は、速やかに開示を行います。

## 5. 本プランの適用開始、有効期間、継続、修正又は変更及び廃止

本プランは本定時株主総会での承認を条件に発効することとしますが、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても適用ある法令、証券取引所規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合には、第三者委員会の承認を得た上で本プランを修正又は変更する場合があります。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会において修正又は廃止することができるものとします。なお、修正する旨が決議された場合は、修正された本プランの有効期間は新たに当該株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までに変更されるものとし、廃止する旨が決議された場合は、その時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが修正、変更又は廃止された場合には、当該、修正、変更又は廃止の事実及びその内容並びにその他当社取締役会が適切と認める事項につきまして、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って情報開示します。

## IV. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

### 1. 大規模買付ルール導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様が当社取締役会の提示する代替案について検討する機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### 2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護することを目的として、上記Ⅲ. 3のとおり、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して情報開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、当社が新株予約権の有償取得の手続きをとることにより、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことはなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、第三者委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、新株予約権無償割当の中止、又は発行した新株予約権の無償取得により対抗措置発動の停止を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

### 3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、割当基準日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

## **V. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

### **1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。更に、経済産業省「公正な買収の在り方に関する研究会」が2023年8月31日に公表した報告書「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

### **2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること**

本プランは、上記Ⅲ. 1「本プラン導入の目的」に記載のとおり、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

### **3. 合理的な客観的発動要件の設定**

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ. 3「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において記載のとおり、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### **4. 株主意思を尊重するものであること**

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様の承認をもって導入されるものであります。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。また、株主の皆様の意思を確認する株主意思確認総会に関する措置を設けております。

### **5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

### **6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと**

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

## 第三者委員会規程の概要

### 1. 設置

第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

第三者委員会の委員は、3名以上とする。委員の選定に当たっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。社外有識者は、弁護士、公認会計士、税理士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。

### 3. 任期

各委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。各委員の再任はこれを妨げない。但し、取締役会で別段の定めをした場合はこの限りではない。

なお、第三者委員会の委員に欠員が生じた場合には、前記2. 構成の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。この際、新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

### 4. 招集

各第三者委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも第三者委員会を招集することができる。なお当社取締役会も、必要に応じて第三者委員会を招集することができるものとする。

### 5. 決議要件

原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故その他やむを得ない事由がある時は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。なお、第三者委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 6. 役割

第三者委員会は、当社取締役会に対して不発動決議を行うべきか否かの勧告、株主意思確認総会の招集に関する勧告を行う。このほか、以下の各号に記載される事項について当社取締役会から諮問を受けた場合には、審議・決議を行い、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の比較検討
- ⑤ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ⑥ 対抗措置発動の要否、内容及び対象者(新株予約権無償割当を含む)
- ⑦ 対抗措置発動の停止又は変更等
- ⑧ 本プランの維持・修正又は変更・廃止
- ⑨ その他大規模買付ルール及び大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が第三者委員会にその意見を諮問することを決定した事項

### 7. その他

上記に定めるところに加え、第三者委員会は、以下に記載される事項を行うことができる。

- ① 第三者委員会は、大規模買付者に対し、意向表明書及び提出された情報が大規模買付情報と

して不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて追加的に情報を提出するよう求める。また、第三者委員会は、大規模買付者から意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。

- ② 第三者委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他第三者委員会が必要と認める者の出席を要求し、第三者委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ③ 第三者委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることができる。

第三者委員会委員の候補者

[氏名] 高田 英美(たかた えみ)  
[略歴] 1963年7月23日生  
2007年10月 高田産業株式会社総務部長  
2014年6月 株式会社金沢彩の庭ホテル取締役(現任)  
2017年7月 株式会社高田組不動産部長(現任)  
2021年3月 株式会社金沢アドベンチャーズ取締役(現任)  
2021年4月 公益財団法人石川県国際交流協会評議員  
2022年5月 高田産業株式会社取締役(現任)  
2022年6月 当社社外取締役(現任)  
2024年5月 金沢商工会議所女性会理事(現任)  
2024年5月 公益社団法人金沢法人会女性部会理事(現任)

[氏名] 三田 勇樹(みた ゆうき)  
[略歴] 1981年9月4日生  
2010年12月 弁護士登録(金沢弁護士会)(現在)  
2016年2月 岡田法律事務所入所  
2017年4月 社会福祉法人加能福祉会評議員(現任)  
2021年4月 金沢弁護士会副会長

[氏名] 浦 愉加(うら ゆか)  
[略歴] 1966年1月7日生  
1993年8月 株式会社浦建築研究所経営企画室室長(現任)  
2013年9月 株式会社浦環境研究所取締役常務兼管理建築士(現任)  
2018年5月 金沢商工会議所女性会理事  
2020年2月 金沢市図書館協議会委員(現任)  
2020年6月 金沢市社会教育委員(現任)  
2024年5月 金沢商工会議所女性会副会長(現任)  
2025年4月 金沢とリトアニアをつなぐ会代表(現任)

[氏名] 高井 和男(たかい かずお)  
[略歴] 1954年9月11日生  
1973年4月 金沢国税局採用  
2011年7月 魚津税務署長  
2012年7月 国税庁長官官房金沢派遣首席国税庁監察官  
2014年7月 金沢税務署長  
2015年8月 税理士開業(現在)  
2018年4月 公益社団法人松任法人会事務局長(現任)  
2020年6月 当社社外監査役(現任)

## 新株予約権の無償割当をする場合の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会が定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式数(但し、当社の保有する当社普通株式を除く)1株につき新株予約権1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

以下の者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除く。以下、「大規模買付者等」という)に行使を認めないことを定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

- ① 不発動決議を得ない大規模買付行為を行った者
- ② 上記①に該当する者の共同保有者及び特別関係者
- ③ 上記①又は②に該当する者から当社の承認なく新株予約権を譲り受け又は承継した者
- ④ 上記①乃至③に該当する者を実質的に支配し、その者に実質的に支配され若しくはその者と実質的に共同の支配下にある者
- ⑤ 当社の株式等に関する名義貸し若しくは借株、又は新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株式等の移転その他大規模買付者に課される本プラン上の制約を潜脱する特段の合意を上記①乃至③に該当する者との間で行っている者

なお、上記③乃至⑤の該当性は当社取締役会が第三者委員会の諮問を経て合理的に認定する。大規模買付者に同調した株主権(共益権)の行使の事実のみを根拠として、上記④又は⑤に該当することはないものとする。組合その他のファンドに係る上記④又は⑤に該当する者の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。

### 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という)とし、1ヶ月から3ヶ月までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とする。行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。

### 8. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者等以外の株主が有する新株予約権を、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価と

して取得することができる。また、大規模買付者等が有する新株予約権を、取得に係る新株予約権と同数の新株予約権で大規模買付者等の行使に制約が付されたものを対価として取得することができる。なお、当社は、大規模買付者等が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

新株予約権の取得に関する事項の詳細は、当社取締役会が別途定めるものとする。

また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

#### 9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとする。

当社株式の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式総数 11,020,000株(自己株式228,501株を含む)
3. 株主数 3,200名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
高松機械工業取引先持株会	1,215	11.26
株式会社タカマツ	957	8.87
北國総合リース株式会社	433	4.01
株式会社北國銀行	408	3.78
日本生命保険相互会社	384	3.56
株式会社朝日電機製作所	361	3.35
明治安田生命保険相互会社	360	3.34
高松機械工業社員持株会	333	3.09
高松 明毅	328	3.04
高松 喜与志	181	1.68

(注) 持株比率は自己株式(228,501株)を控除して計算しております。

大規模買付情報リスト

1. 大規模買付者等の概要

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 沿革
- (3) 資本金の額又は出資金の額その他資本構成及び発行済株式の総数
- (4) 代表者及び役員(これらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む)(組合その他のファンドの場合は役員に相当する社員その他構成員)の役職及び氏名、職歴(兼任先を含む)及び所有する当社株式等の数
- (5) 会社等の目的及び事業の内容
- (6) 直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況
- (7) 国内連絡先
- (8) 設立準拠法
- (9) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (10) 大規模買付者等を実質的に支配する者がいる場合の当該支配者の概要
- (11) 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性に関する情報並びにこれらに対する対処方針
- (12) 過去10年以内における法令違反や法令遵守に関する監督官庁からの指導等の有無(及びそれが存する場合にはその概要)
- (13) 外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という)第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- (14) 出資先及び出資先に対する出資割合、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細
- (15) 内部統制システム(グループ内部統制システムを含む)の具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- (16) 大規模買付者等と特定株主グループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革、共同して当該株式等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合には当該合意の内容を含む)の概略

2. 当社株式等に関する情報

- (1) 大規模買付者等の各主体が現に保有する当社株式等の数(取得請求権付株式、取得条項付株式の場合は転換前と転換後の当社株式等の数及び議決権割合)
- (2) 大規模買付者による意向表明書提出前60日間における当社株式等の取引状況
- (3) 大規模買付者等が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、オプションに係る契約、売戻し契約、買戻し契約、売買の予約その他の将来の当社株式等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類(貸借契約の場合には、貸借の別を含む)、契約の相手方、契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (4) 大規模買付者等が当社株式等に関するデリバティブ取引を行っている場合にはデリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容、デリバティブ取引の相手方から株式等を取得する目的の有無、当社に対して重要提案行為等を行う目的の有無、デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的の有無

3. 大規模買付行為を行うに際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言

4. 企図する大規模買付行為の概要

- (1) 大規模買付行為により取得等を予定する当社株式等の種類及び数
- (2) 大規模買付行為を行う者及び議決権割合が20%以上となる者の特定(複数いる場合には全員)
- (3) 買収対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額及びその

算定根拠等、第三者(以下、「算定機関」といいます)から当社株式等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの(以下、「算定書等」といいます)を取得した場合には、算定機関の氏名又は名称、算定機関の独立性に関する事項、算定書等の内容を含む)

- (4) 買収資金の裏付けに関する事項(資金の調達方法、調達を行うための条件、関連する取引の仕組み、買収資金の提供者(実質的提供者を含む)の名称及び資本構成等、調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を含む)
  - (5) 買収方法の適法性
  - (6) 大規模買付行為が実行される時期及び確実性
  - (7) 大規模買付行為が買付け等以外の態様の場合の当該行為の内容の詳細
  - (8) 大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項)その他の目的がある場合にはその旨及び内容(これらの行為の具体的な内容、行為の時期、行為を行う条件、行為の目的))
  - (9) 大規模買付行為を企図するに至った背景、目的及び意思決定の過程(例えば、大規模買付者等の事業内容及び当社の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュフローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から大規模買付行為の実施を検討した場合には、当該検討の具体的な内容)
5. 大規模買付行為完了後の経営方針
- (1) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策、資産活用等)
  - (2) 当社の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他当社の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合にはその内容及び必要性。純投資を目的とする場合には、当社株式等を取得した後の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにその理由
  - (3) 大規模買付行為完了後に当社株式等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容
  - (4) 大規模買付行為の結果、当社株式等について上場の廃止が生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止の原因となる事由。上場の廃止を回避するための措置を予定している場合には当該措置の内容
6. 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることの根拠
7. 大規模買付行為に際しての第三者との意思連絡の有無(買収資金の供与、当社株式等の取得要請、重要提案行為等の要請を含む。意思連絡がある場合にはその目的及び内容並びに当該第三者の概要)、取得し又は取得を予定している当社株式等に関して譲渡、担保契約等の締結、株主としての権利行使に関する合意その他第三者との合意又はその予定がある場合には、当該合意の種類、合意の相手方、当該相手方との関係、合意の目的、合意の対象となっている当社株式等の数量及び取引条件等の当該合意の具体的な内容
8. 大規模買付行為完了後に意図する事業計画の実施に向けて想定される①事業の拡大、縮小、売却等の内容、②研究開発、人的資本、知的財産・無形資産等への成長投資等の方針、③事業計画が当社グループのステークホルダー(従業員、取引先、顧客、地域社会等を含む)に与える影響及び当社グループのステークホルダーの利益を守るための対応方針等
9. 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性
10. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

11. 製品の高い安全性の確保及び品質の保証のための具体的な方策
12. その他検討対象事由に関連する情報として当社が合理的に求めるもの

以 上